

佐賀県産業廃棄物適正処理指導要綱の特例を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱（以下「特例要綱」という。）は、一部の県外産業廃棄物の処理について事前届出を試行するにあたり、佐賀県産業廃棄物適正処理指導要綱（平成4年4月1日施行。以下「元要綱」という。）の特例として必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(特例)

第2条 県外排出事業者は、県外産業廃棄物の排出事業場（当該県外産業廃棄物が選別のみの中間処理が行われたものである場合は、処理前の産業廃棄物の排出事業場を含む。）が九州各県、沖縄県又は山口県の区域内であって、かつ、当該廃棄物が次の各号のいずれかに該当する場合は、元要綱第7条第1項又は第2項の規定にかかわらず、県外産業廃棄物処理事前届出書（様式第1号。以下「事前届出書」という。）を知事に提出するものとする。

- (1) 県外産業廃棄物が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条第1項の規定による届出又は同法第11条の規定による通知が行われた排出事業場から排出された同法第2条第5項に定める特定建設資材であって、県内の処理施設で同条第4項に定める再資源化を行うものである場合
- (2) 県外産業廃棄物が優良認定処分業者に搬入されるものである場合
- (3) 県外産業廃棄物が元要綱第7条第2項第4号に規定する安定型廃棄物であって、その処分量が120立方メートル未満又は120トン未満である場合
- (4) 県外産業廃棄物が元要綱第16条第1項の規定により提出された処分計画書に掲げられたもので、その処分量が安定型最終処分場にあつては1,200立方メートル以上、管理型最終処分場にあつては120立方メートル以上、その他の処理施設にあつては120立方メートル以上又は120トン以上である場合

(読み替え)

第3条 前条の場合において、元要綱の用語は次表のとおり読み替えるものとする。

元要綱条項	読み替え前	読み替え後
第7条第3項	前2項の規定による協議	特例要綱第2条の規定による届出（以下「事前届出」という。）
第7条第5項	特例協議書	事前届出書
第8条	前条第1項又は第2項の規定による協議	事前届出
	協議内容	届出内容
第9条第3項	第7条第2項の規定による特例協議書	特例要綱第2条の規定による事前届出書
	特例協議書に承認済印を	事前届出書に受付印を

第9条第4項	<u>承認済事前協議書の写し</u> 又は前項の規定により承認済印の押印を受けた特例協議書（以下「承認済特例協議書」という。）	受付印の押印を受けた事前届出書（以下「受付済事前届出書」という。）
第11条第1項	<u>承認済事前協議書の写し</u> 又は承認済特例協議書の写し（以下「 <u>承認済協議書等の写し</u> 」という。）	受付済事前届出書の写し
	協議し	届け出
第11条各項、 第12条各項、 第13条	承認事業者	届出事業者
第11条第2項	県外産業廃棄物処理事前協議事項等変更届（様式第3号。	県外産業廃棄物処理事前届出事項等変更届（特例要綱様式第2号。
第12条第1項、 第15条各項	<u>承認済協議書等の写し</u>	受付済事前届出書

（特例要綱の廃止）

第4条 この要綱は、知事が別に定める日をもって廃止する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

（経過措置）

当分の間、県外排出事業者は第2条に規定する場合であっても、同条の規定によらず、元要綱の規定による協議を行うことができるものとする。この場合において、第3条の規定は適用しない。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。